



愛媛県報

令和7年11月28日金曜日 第666号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 液化石油ガス販売事業者の認定……………（消防防災安全課）… 947
- 指定自立支援医療機関の指定……………（障がい福祉課）… 947
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等……………（経営支援課）… 947
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等……………（ ）… 948
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）… 949
- 道路の供用開始（県道宇和三間線）……………（南予地方局西予土木事務所）… 949

公 告

- 愛媛県漁業取締船うわかぜ定期検査受検（機関部）に係る修繕業務の委託……………（水産課）… 949
- 短焦点プロジェクトの借入れ……………（教育総務課施設厚生室）… 950

公安委員会規則

- 愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………（警察本部警務課）… 951

公営企業告示

- 落札者等の告示……………（公営企業管理局総務課）… 954

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1024号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和7年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	認定年月日
エネロ株式会社	水 代 健	松山市東石井五丁目11番25号	令和7年11月19日

○愛媛県告示第1025号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地		
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	代表取締役 高 昌 毅	ツクイ新居浜訪問看護ステーション	新居浜市繁本町5番3号コーナンビル2階	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	令和7年11月1日
セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町11番地1 三甲高松ビル702号	代表取締役 大 駒 影 虎	セントケア訪問看護ステーション八幡浜	八幡浜市江戸岡1-8-5 マルマビル1階	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	令和7年11月1日
セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町11番地1 三甲高松ビル702号	代表取締役 大 駒 影 虎	セントケア訪問看護ステーション宇和島	宇和島市伊吹町甲1083-1 伊吹町玉井ビル201号室	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	令和7年11月1日

○愛媛県告示第1026号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産

業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

- スーパー日東土居田店
松山市空港通一丁目60番 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社日東物産
松山市高砂町三丁目 7 番地 2
代表取締役 服部 雅企
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社日東物産
松山市高砂町三丁目 7 番地 2
代表取締役 服部 雅企
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和 8 年 7 月18日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,248平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
100台
イ 駐輪場の収容台数
45台
ウ 荷さばき施設の面積
276平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
65.5立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉

- 店時刻
開店時刻 午前 8 時30分 閉店時刻 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和 7 年11月17日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
- なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1027号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

令和 7 年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
m a c 国安店	西条市国安1003番	大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) m a c 西条国安店 西条市国安948- 1 外	m a c 国安店 西条市国安1003番	令和 7 年 11 月14日	令和 7 年 11 月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1028号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
令和 7 年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般－2)第14676号	令和 2 年 12月20日	内田塗装	内田 秀雄	四国中央市金田町金川10 94－4	令和 7 年 10月10日	防水工事業	建設業の廃止 (一部)
(般－4)第1100号	令和 4 年 7 月 3 日	金生建設㈱	宇田 春隆	四国中央市金生町下分91 1	令和 7 年 10月31日	土木工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 舗装工事業、塗装工事業 解体工事業	建設業の廃止
(特－2)第17685号	令和 3 年 3 月22日	㈱金建	宇田 美保	四国中央市金生町下分91 1	令和 7 年 10月31日	土木工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 屋根工事業、舗装工事業 塗装工事業、防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業、解体工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
令和 7 年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	西予市宇和町下川3294番 2 から 同町下川3148番地先まで	令和 7 年11月28日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
令和 7 年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
水産修第 2 号 愛媛県漁業取締船うわかぜ定期検査 受検
(機関部)に係る修繕業務
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県漁業取締船うわかぜ定期検査受検(機関部)に係る修
繕業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
仕様書等による。
- (4) 委託期間
契約後、令和 8 年 2 月 3 日(火)から令和 8 年 3 月 6 日
(金)までの期間で修繕を行う。
- (5) 委託業務の履行場所
入札説明書等による。
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額
の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円
未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとす
る。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地
方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書
に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の請
負等に係る一般競争入札に参加する資格(自動車舟艇類)を有す
ると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望すると
きは、資格審査を求める書類を 3(1)に掲げる場所に提出し、開札
日までに、上記資格を得ること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4 の規
定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入
札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ア 当該修繕期間中、MTU社製ディーゼルエンジン サービ
スディーラー権を有する者であること。

イ 当該修繕期間中、MTU社の研修を終了した技術者を配置
できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場
所及び問合せ先
愛媛県農林水産部水産局水産課漁業取締係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話番号 089-941-2111 (代表) 089-912-2622 (直通)
- (2) 入札書の受領期限
開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は令和 8 年 1

月13日（火）午後5時までに(1)に掲げる場所に郵送等（書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から令和8年1月7日（水）までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ（入札情報内の本件記事）から入手すること。

ただし、これにより難い者は次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から令和8年1月7日（水）までの日（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年1月14日（水）午後2時00分

愛媛県庁第一別館8階農林水産部会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。

なお、当該申請書の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

令和8年1月7日（水）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、令和8年1月7日（水）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を実施できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be rendered: Fisheries patrol vessel Uwakaze (engine) Periodical Inspection and repair services 1 set

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 14 January 2026

(Time limit of tender by registered mail: 5:00 p.m., 13 January 2026)

(3) For further information, please contact: Fishing Surveillance Section, Fisheries Promotion Division, Fisheries Subdepartment, Agriculture Forestry and Fisheries Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
Tel: 089-912-2622

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

短焦点プロジェクタの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

短焦点プロジェクター式（プロジェクタ115台、ミラーリング機器115台、周辺機器一式、搬入、据付け、調整等一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入期間の開始までに、借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(5) 下記の企業認定・認証の何れかを取得している者であること。

・情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）認証
・「プライバシーマーク」認証

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課施設厚生室施設グ

ループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)907-5520

(2) 入札書の受領期限

令和8年1月13日（火）午前8時30分から同年1月16日（金）午前10時59分までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、1月15日（木）午後5時15分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

令和7年12月12日（金）までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年1月16日（金）午前11時00分

愛媛県庁第一別館10階教育委員室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和7年12月26日（金）午後5時15分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Ultra Short Throw Projector and Related Services for Installing Terminal Unit, for the prefectural school WLAN (Wireless Local Area Network), 1 set

(2) Time limit of tender: 10:59 a.m., 16 January 2026

(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 15 January 2026)

(3) For further information, please contact: Facility Section, Office of Facility and Welfare, Education and General Affairs Division, Ehime Prefectural Board of Education, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-907-5520

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年11月28日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴 乃

愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年愛媛県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 省略 (3) 電子署名 次に掲げるものをいう。 ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。 イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 省略 (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(4)・(5) 省略

(6) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号及び情報通信技術利用条例第2条第9号に規定する処分通知等をいう。

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の指定)

第3条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものは、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)

第4条 省略

2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 前項の規定により申請等を行う者は、警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行う場合に併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

(1) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令等の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

5 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

6 省略

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1)・(2) 省略

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力又は送信が困難である場合

(4)・(5) 省略

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の指定)

第3条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものは、別表の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)

第4条 省略

2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行う場合に法令等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他警察本部長が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 第1項に規定する者は、警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行う場合に併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

(1) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令等の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 前2号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

5 省略

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1)・(2) 省略

(4) 前3号に掲げるほか、申請等の全部について電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって警察本部長が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第8条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の警察本部長の定めるところにより行う届出（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第9条 情報通信技術活用法第7条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置とする。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第10条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと公安委員会等が認める場合

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

(3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部について電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を書面等により行う場合に記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

別表（第3条関係）

法令等	規定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項並び

		に第78条第 1 項、第 4 項及び第 5 項
	警備業法（昭和47年法律第117号）	第 9 条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第 1 項、第16条第 2 項及び第 3 項並びに第17条第 2 項
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第 8 条第 1 項
	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第 9 号）	第10条第 3 項
	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第 5 条第 1 項及び第 8 条第 1 項及び第 8 条の 5 第 1 項
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）	第17条第 1 項
	古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第10号）	第14条の 2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）
	愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第 2 号）	第 8 条第 2 項及び第13条第 2 項

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年12月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第 6 条第 2 項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第11号

次のとおり落札者を決定した。

令和 7 年11月28日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
デジタルX線TVシステム3式 (県立中央病院 外)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F	令和 7 年11月14日	富士フイルムメディカル株式会社 四国支社 香川県高松市中野町29番2	59,900,000円	一般競争入札	令和 7 年10月 3 日